

生物多様性・自然資本保全と 持続的な経済成長の両立に向けた 提言

2025 年 11 月 18 日

一般社団法人 日本経済団体連合会



経団連自然保護協議会
Keidanren Nature Conservation Council

目次

I. はじめに（背景）	1
II. ネイチャーポジティブ経済への移行による成長の実現.....	2
1. 現状認識	2
(1) ネイチャーポジティブ分野の成長機会.....	2
(2) 政府の取組み	3
(3) 企業の取組み	4
2. 生物多様性・自然資本保全を成長に結びつけるための課題整理.....	5
(1) 生物多様性・自然資本保全を成長につなげるための基盤整備.....	5
(2) 自然関連情報の把握と取組み効果の可視化.....	5
(3) 国際的な認知度向上と国際標準への反映.....	6
(4) 経営戦略への位置づけ	6
3. 成長に向けた施策展開等	6
(1) 生物多様性・自然資本保全の取組みを通じた企業価値向上と市場創出	6
(2) データ基盤の整備とトレーサビリティの確保、国際ルール形成への参画	10
(3) N b SとO E C Mの推進を通じた地域経済活性化と国際展開....	14
III. 生物多様性・自然資本保全と気候変動対策等の統合的アプローチ	19
1. 現状認識	19
2. 目指すべき姿	22
3. 課 題	22
4. 求められる取組み	23
(1) 政府	23
(2) 企業	25
5. シナジーが期待できる統合的取組みの事例.....	27
(1) 植林と森林再生活動	27

(2) 都市緑化	29
(3) 海洋	29
(4) バイオマス資源の活用	30
(5) その他	31
IV. おわりに（経団連・経団連自然保護協議会の役割）	31
1. 経団連自然保護基金を通じた貢献	31
2. ネイチャーポジティブ経営の推進	32

I. はじめに（背景）

- (1) 世界の生物多様性・自然資本はかつてない速度で劣化しており、その損失は食料・水資源・防災・健康への影響に加え、自然災害の頻発化・激甚化を通じて人間の社会経済活動への脅威となりつつある。
- (2) こうしたなか、2022 年の生物多様性条約第 15 回締約国会議（C B D・C O P 15）において、新たな生物多様性に関する世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組（G B F）」が採択され、そのなかで 2030 年目標として「ネイチャーポジティブ（N P：自然再興）」の考え方が掲げられた。
- (3) 政府は、G B F を踏まえて「生物多様性国家戦略 2023 - 2030」を閣議決定し、ネイチャーポジティブ経済への移行を国家目標として掲げた。さらに「新しい資本主義のグランド・デザイン実行計画 2025・改訂版」においては、ネイチャーポジティブな経済・社会システムへの転換に向けた施策展開及びそれらを通じた企業の競争力の維持・強化を図ることが盛り込まれている¹。
- (4) 2026 年には、C B D・C O P 17 において G B F の進捗を評価するグローバルレビュー（中間評価）が実施される予定であり、その結果は各国の政策や企業行動に大きな影響を与えることが見込まれる。また 2025 年に開催される C O P 30 は「ネイチャー C O P」とも称され、気候変動と生物多様性・自然資本保全の同時達成に向けた視点を持つ議論が行われる見通しであり、こうした統合的アプローチを模索する動きは、今後一層進展することが予想される。
- (5) 一方で、昨今において、欧州は競争力の強化を掲げて環境分野の規制の合理化・簡素化を進めており、米国では反 E S G の動きが一段と強まるなか二度目のパリ協定脱退を表明するなど、これまで採られてきた環境政策の見直しが顕在化している。生物多様性・自然資本保全をめぐる国際情勢もその影響を受け、G B F 達成に向けた国際社会の足並みの乱れが浮き彫りになる懸念がある。

¹ 「骨太方針 2025」では持続可能で活力ある国土の形成に向け、ネイチャーポジティブの実現に向けた地域活動、グリーンインフラの活用等を推進することが盛り込まれている。「地方創生 2.0 基本構想」においては地域の自然資源の豊かさと地域の価値を相互に高め合う「自然資本を核としたネイチャーポジティブな地域づくり」を進めていくと記されている。

- (6) わが国経済界には、こうした国際的な潮流を注視しつつ、将来の競争力の源泉となる生物多様性・自然資本保全に係る対応力を着実に高めていくことが求められている。これは一方で企業の事業継続性を確保するための基盤を強化する営みであり、他方で、新たな価値創造や社会課題の解決を通じた「成長の源泉」となる挑戦でもある。この両面を実現するためには、ネイチャーポジティブ経済への移行に挑戦する企業が過度なコストを負わず取り組めるよう、国が先行して基盤を構築することが不可欠である。さらに、官民が協力して、生物多様性・自然資本の保全への取組みを促進することでサプライチェーンの強靱化、中長期の競争力強化につなげることが期待される。
- (7) 本提言は、グローバルレビュー後の施策展開を見据え、①生物多様性・自然資本保全を新たな成長の源泉とすること、②気候変動対策等との統合的取組みを促進すること、の二本柱を掲げて、日本経済界の立場から具体的施策を提言するものである。

Ⅱ. ネイチャーポジティブ経済への移行による成長の実現

1. 現状認識

(1) ネイチャーポジティブ分野の成長機会

世界経済フォーラムのレポート（2020年）によると、ネイチャーポジティブな食料生産や土地利用、インフラ、エネルギー利用など社会経済システムを変革することで、年間最大10.1兆ドルのビジネス機会がもたらされると試算されている。まさにいま、気候変動対策やレジリエンス、健康などの社会課題の解決に、自然資本を活かしながら、どのように新たな市場創出や地域活性化、さらには企業価値の向上へとつなげていくかが問われている²。企業には、生物多様性・自然資本は経済・社会活動の基盤であると認識し、生態系の保全・回復に配慮した経営に主体的・継続的に取り組むこ

² 実際に、生物多様性・自然資本保全と事業を結び付けることを目指す取組みも進展している。ムーンショット型農林水産研究開発事業(ムーンショット目標5)では、食料の増産と地球環境保全を両立するため、生産力の向上と環境負荷や食品ロス問題を同時に解決する手法を研究し、社会実装につなげていくプロジェクトに取り組んでいる。社会実装が実現すれば、多くの食料を輸入に依存しているわが国にとって、地球環境保全とともに、国内における食料生産力の向上と、新たな技術による経済成長が期待できる。

とで、経済活動の持続性確保と新たな成長機会の取り込みによるグローバルでの競争優位性を保つことが期待されている。

(2) 政府の取組み

① Nature-based Solutions (N b S) の推進

N b S（自然を活用した解決策）とは、森林・湿地・沿岸域の保全や回復を通じて、防災・気候変動対策・食料安全保障・都市のレジリエンス強化など複数の社会課題を同時に解決するアプローチである。政府が2023年3月に閣議決定した「生物多様性国家戦略 2023-2030」においては、2030年のネイチャーポジティブ実現に向けて設定した「5つの基本戦略」のひとつとして、N b Sが位置付けられた。環境省は、2025年7月に策定した「ネイチャーポジティブ経済移行戦略ロードマップ」のなかでもN b Sの活用を盛り込んでいる。また、国土交通省は「グリーンインフラ推進戦略 2023」に基づき、社会資本整備やまちづくり等に自然を資本財として取り入れ、自然の持つ多様な機能を持続的に活用するための取組みを推進している。その際、グリーンインフラに係る効果の把握・見える化を重視し評価手法の構築等に取り組むなど、グリーンの価値が市場で正確に評価される環境整備を進めている。農林水産省では、「みどりの食料システム戦略」を通じて、環境と調和のとれた農林水産業を推進している。

さらに、O E C M³を担う仕組みとして「自然共生サイト」の認定制度を導入し、企業や地域による保全活動を制度的に後押ししている⁴。

② 自然データの把握と情報開示の推進

企業に対し、生物多様性・自然資本への依存や影響を把握・開示することが求められているなか、サプライチェーンを含む国際的なモニタリングデータ基盤の構築が開始されている⁵。

³ Other Effective area-based Conservation Measures。保護地域以外で生物多様性の保全に資する地域。原則、4つの国際基準（A：保護地域として未指定、B：統治・管理の存在、C：域内保全への継続的かつ効果的な貢献、D：付随する生態系の機能とサービス及び文化的・精神的・社会経済的・その他地域関連の価値）に基づき選定

⁴ 2025年4月には「生物多様性増進活動促進法」が施行され、O E C Mに貢献する「自然共生サイト」の認定制度が始まっている。同法に基づく活動の認定を受けた場合、関連する複数の環境法令における手続きがワンストップ・簡素化されるなど、実践を後押しする制度的支援も拡充されている。

⁵ 自然関連データを集めたプラットフォームとして、TNFD（自然関連財務情報開示タ

政府は、企業が開示に必要なデータ・指標を活用しやすい環境を整えることも視野に入れ、国際的なルール形成にも参画している。

③ 消費者対応（行動変容の促進）

消費者の行動変容を促す観点から、生物多様性・自然資本への配慮や環境負荷低減の取組みを可視化するためのラベル表示制度や情報提供のあり方を検討する実証事業が進行している⁶。

(3) 企業の取組み

経団連自然保護協議会が実施した「企業の生物多様性への取組に関するアンケート調査（2024 年度調査）」結果（以下「アンケート結果」）によると、G B F のターゲットに関連した取組みを行っている企業の割合は 87% であり、2022 年度調査（79%）からさらに増加している。

また、G B F の採択以降、その達成に向けて国際的な関心を急速に高めている動向として 30by30 目標及び T N F D（自然関連財務情報開示タスクフォース）提言が挙げられる。日本企業は、これらの新たな課題にも積極的に取り組んでいる。

① O E C M（30by30 目標への取組み）

日本企業は、環境省が令和 5 年度に開始した「自然共生サイト⁷」への登録申請を積極的に進めており、O E C M 登録（国際データベース登録）に貢献している⁸。

スクフォース）が提唱している N D P F（Nature Data Public Facility）など。環境省は T N F D に対して 2 年間にわたり約 50 万ドル相当を拠出することを決定しており、T N F D との共同研究の実施、T N F D データファシリティ（N D P F）の立ち上げに参画するとしている。

⁶ 農林水産省の「環境負荷低減の取組の見える化」として生物多様性保全の取組みを農産物等にラベル表示する「みえるらべる」の取組みや、環境省の「ネイチャーポジティブ製品の市場活性化キャンペーン」など。

⁷ 「自然共生サイト」（447 件、98,845ha）における経団連会員企業の登録件数は 158 件で全体の 35%、面積は 36,465ha で全体の 37% である。（令和 7 年度第 1 回までの認定状況を反映）

⁸ G B F 目標 3 「陸と海のそれぞれ少なくとも 30% を保護地域及び O E C M により保全（30by30 目標）」及び、政府「生物多様性国家戦略 2023-2030」の行動目標 1-1 「陸域及び海域の 30% 以上を保護地域及び O E C M により保全するとともに、それらの地域の管理の有効性を強化する」に対応した企業の取組み。

② 自然関連財務情報開示⁹（T N F D 提言への対応）

アンケート結果によると、生物多様性に関する情報開示をしている企業の割合は増加傾向にあり、80%を超えている（275 社、母数 334 社）。特に、T N F D 提言への対応または参照した企業の割合は 2022 年から 2.5 倍増の 72%となっている。これにより、日本企業の T N F D アダプター数は 210 社¹⁰と世界トップとなっている（2025 年 10 月 31 日時点）。

2. 生物多様性・自然資本保全を成長に結びつけるための課題整理

様々な施策が展開され、企業も生物多様性・自然資本保全に積極的に取り組む動きが現れている。この分野を成長分野として位置づけ、さらなる投資を促進するには以下の課題がある。

(1) 生物多様性・自然資本保全を成長につなげるための基盤整備

生物多様性・自然資本は経済活動の基盤であり、その保全に取り組むことは調達の安全性・安定性を高め、ビジネスの持続可能性を向上させる。そのため、グローバルサプライチェーン全体を通じた取組みが不可欠であることを念頭に置きながら、国内における生物多様性・自然資本に関する信頼性の高い公共データ連携基盤の構築¹¹、人間活動がもたらす影響を測定する指標¹²の策定、自然関連財務情報開示の普及等の基盤整備に取り組むことが重要である。

(2) 自然関連情報の把握と取組み効果の可視化

生物多様性・自然資本の状態を測る指標は多様であり、モニタリング指標や評価手法は国内外で議論途上にある。生物多様性・自然資本保全は、グ

⁹ 政府「生物多様性国家戦略 2023-2030」の行動目標 3-1「企業による生物多様性の依存度・影響の定量的評価、現状分析、科学に基づく目標設定、情報開示を促すとともに、金融機関・投資家による投融資を推進する基盤を整備し、投融資の観点から生物多様性を保全・回復する活動を推進する」に対応した企業の取組み。

¹⁰ そのうち経団連自然保護協議会の会員が約 3 割を占める（68 社、2025 年 10 月 31 日時点）。

¹¹ 日本には、自然環境保全基礎調査（緑の国勢調査）（環境省自然環境局 生物多様性センター）、環境省レッドリスト、森林生態系多様性基礎調査（林野庁）、国土数値情報（国土交通省）等、すでに国や公的組織が提供しているデータが存在するが、個々の企業が自社の事業に必要な数値を把握し活用することには限界がある。

¹² Nature Positive Initiative（N P I）は、自然の状態を測定する国際指標として、State of Nature（S O N）指標の整備に取り組んでいる。S O N 指標は T N F D、G R I、S B T N 等の既存の枠組みや基準に取り込まれる見込みである。

ローバルな課題であると同時に地域ごとに特性の異なるローカルな課題でもある。このため、各地の取組みを集約し、国や地域レベルでの貢献度を数値化できる指標や評価手法を定めることが必要である。

(3) 国際的な認知度向上と国際標準への反映

グローバルに活動する企業にとって、日本国内での保全活動が国際的に認知・評価されることが重要である。加えて、調達先や海外拠点を含むサプライチェーン全体でモニタリングと保全が求められる。従って、日本の施策やモニタリング手法の認知度を高め、投資家や消費者を含む国際的ステークホルダーから理解を得るために、国内で標準化を進めつつ、同時並行的に官民連携で国際ルール形成に参画し、日本の知見や考え方を国際ルール・国際標準に反映させることが求められる。

(4) 経営戦略への位置づけ

生物多様性・自然資本は企業活動の基盤であり、その劣化は調達や事業継続に深刻なリスクをもたらす。一方で、その保全と持続的活用は新たな市場機会や競争優位につながる。企業はこの「リスク」と「機会」を正しく認識し、経営戦略に生物多様性・自然資本を組み込み、投資とイノベーションを通じて生物多様性・自然資本保全と成長の両立を主体的に実現していく必要がある。

こうした問題意識から、①生物多様性・自然資本保全の取組みを通じた企業価値向上と市場創出、②データ基盤の整備とトレーサビリティの確保、国際ルール形成への参画、③N b S と O E C M の推進を通じた地域活性化と国際展開、の3点について、今後のあるべき姿と施策展開等を整理する。

3. 成長に向けた施策展開等

(1) 生物多様性・自然資本保全の取組みを通じた企業価値向上と市場創出

① 目指すべき姿

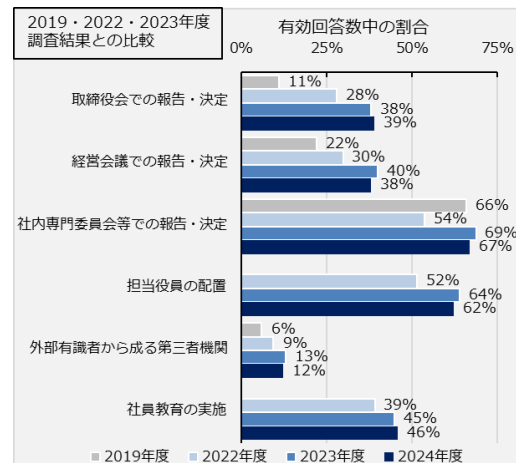
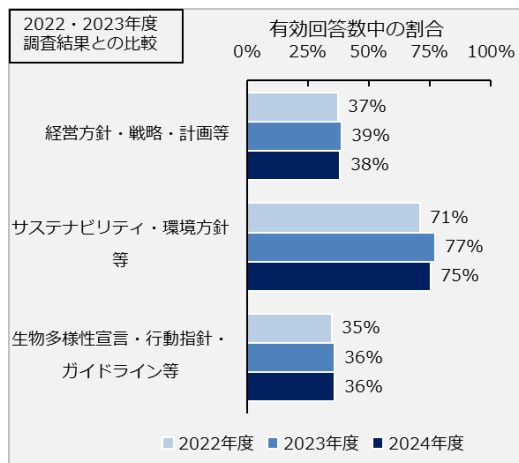
企業は生物多様性・自然資本保全をリスクと機会の両面から経営戦略に組み込んでいる。その結果、生物多様性・自然資本に負の影響を及ぼす原材料調達や事業活動が大きく減少するとともに、イノベーションや

地域連携を通じて持続可能な産業・文化の創出に寄与している。さらに、情報開示や人材活用の進展により、企業価値の向上と市場の創出につながっている。

② 課題

a) 経営戦略への反映は限定的

アンケート結果によると、経営方針・戦略・計画等に生物多様性に関する記載があると回答した企業は40%弱にとどまっていることから、事業活動との関連を踏まえた定量目標や指標の設定が困難であり、具体的な取組み手段や進捗管理施策の検討に時間を要していることが推測される。さらに、取締役会や経営会議において生物多様性関連の報告・決定のある企業は半数に満たない。これらを踏まえると、生物多様性・自然資本保全の取組みを事業活動に十分に組み込めていない現状が読み取れ、その強化が課題である。



出典：経団連・経団連自然保護協議会「企業の生物多様性への取組に関するアンケート結果＜2024年度調査＞」

b) 意思決定や情報開示に必要な評価指標や測定手法等が整備途上

生物多様性・自然資本は地域固有性を有し、測定・評価・分析手法も多様である。加えて、国際的なデータ基盤の整備が途上にあることから、サプライチェーンを含めたモニタリングは容易ではない。従って、意思決定や情報開示に必要な評価指標や測定手法等の整備も大きな課題である。

③ 求められる取組み

【政府】

a) 成長戦略への位置付け

政府は、生物多様性・自然資本保全及び活用を「持続可能な成長を支える新たな成長分野」として位置づけるべきである。省庁の枠を超えた連携のもと、生物多様性・自然資本のモニタリングや保全及び活用に資する技術の研究開発や実装、海外展開に至るまでの施策を強化することは喫緊の課題である。特に、企業や研究機関の参入を促すための助成（補助金）や税制上の優遇措置を体系的に整備することが求められる。さらに、生物多様性・自然資本保全を成長分野として確立していくためには、企業価値向上につながる具体的な取組み事例を創出・蓄積し、それらを整理・集約して国内外に発信していくことが重要である。

併せて、生物多様性クレジットをはじめ、ネイチャーファイナンスに係る国際動向を注視しつつ、日本の環境特性を踏まえた評価手法について検討することも必要である¹³。

b) 国内外データ基盤の整備とルール形成への参画

企業がグローバルサプライチェーンにおけるリスクと機会を評価できるための国内外のデータ連携基盤の整備を進めるべきである。

さらに、日本企業の生物多様性・自然資本保全の取組みや考え方が評価され国際ルールへの適切な反映がなされるよう、国際的なルール形成の議論への積極的な参画が不可欠である¹⁴。

¹³ 「ネイチャーポジティブ経済移行戦略」（2024年3月）では、国際的な動向も踏まえつつ今後検討を続けていくべきものとして、自然資本・生物多様性に関するクレジット等の経済的手法を挙げている。これを踏まえ、環境省は「ネイチャーポジティブ経済移行戦略ロードマップ（2025-2030）」（2025年7月）のなかで、ネイチャーポジティブ経済への移行に向けた重要な視点のひとつに、自然資本の環境価値を活用した経済全体の高付加価値化を挙げている。2025年9月より、生物多様性の価値評価に関する検討会を設置し「生物多様性保全に対する民間資源動員の拡大に向けた価値取引制度等の社会経済的な仕組みづくりを見据え、日本の自然の特徴を踏まえた生物多様性・自然資本の定量的な価値評価のあり方」について検討を行う方針を示している。

また、グリーンインフラに資するクレジットの日本での市場整備に向けて、グリーンインフラ官民連携プラットフォーム（事務局：国土交通省）の金融部会において課題の整理・分析が行われている。

¹⁴ 2025年6月に策定された「新たな国際標準戦略」（知的財産戦略本部決定）では、新たに17の重要領域を選定しており、そのひとつに自然共生領域が盛り込まれている。

c) 国民の理解醸成と行動変容の促進

生物多様性・自然資本保全に配慮したビジネスモデルを推進するためには、消費者の価値基準に新たに「生物多様性・自然資本保全」が加わることが重要である。生物多様性・自然資本保全に配慮した製品・サービスを提供するためには、追加的なコストがかかり、価格が割高になる。国民一人ひとりが生物多様性・自然資本保全の社会的な価値（自然災害の緩和、地域経済の持続性、健康や文化とのつながりなど）を理解し、日々の消費行動においてその価値に応じた対価負担の可否を能動的に選択できるようにすることが重要である。政府は、広報活動を通じて国民の行動変容を見据えた理解醸成を図るべきである。

加えて、企業が生物多様性・自然資本保全に配慮した製品・サービスを開発・提供するための後押しとして、日本の特性を考慮した認証制度の整備・普及にも取り組むべきである¹⁵。

【企業】

a) 経営戦略への組み込み

企業は、事業活動におけるリスク低減やレジリエンス向上、さらには事業創出の観点から、生物多様性・自然資本保全を経営戦略に組み込むべきである。

そのうえで、既存の事業活動を評価し直し、リスクと課題を的確に認識したうえで着実に対応するとともに、経営層が関与する組織体制を構築し、組織全体としての対応方針やガイドラインを策定すること等が重要である。

b) 生物多様性・自然資本保全に関連した事業創出による競争力強化

企業は、生物多様性・自然資本保全を、地域社会の直面する課題解決や、新たな市場・事業機会の創出による地域経済活性化につなげるべく、地域のステークホルダー（住民、行政、NGO等）と連携し、中長期的

¹⁵ 例えば、森林認証制度など、信頼性の高い認証制度を拡充し、認証を受けた製品・サービスが市場において消費者に選択されるような施策を講じることが求められる。その際、政府・自治体が海外の認証制度を活用して施策を講じようとする場合には、当該認証が日本の特性を踏まえているかを確認したうえで採否を検討することが必要である。海外の認証制度が事実上の標準になっている場合には、必要に応じて政府が国内の関係者の意見を取りまとめて、当該認証機関に対して日本の意見を反映するよう働きかけることが必要との指摘もある。

な企業価値向上を見据えた活動に取り組むべきである。

さらに、自社の技術・製品・サービスの特性を活かし、スタートアップとの連携を通じて、生物多様性・自然資本保全に資する新たなソリューションやビジネスモデルの創出にも挑戦することが重要である。

これらを通じて、生物多様性・自然資本保全と企業の競争力強化を両立させるイノベーションの創出をねらうべきである。

c) 企業と投資家との対話の推進

企業と投資家との対話を一層推進し、生物多様性・自然資本が社会経済システムにもたらすインパクトに関する相互理解を深めるべきである。企業は事業の実態を踏まえて自然関連リスクや機会の把握・開示に努め、投資家はそれを中長期の投資判断やエンゲージメントに反映させることで、持続可能な企業価値向上と成長につなげていくことが求められる。

d) 人材育成・活用

生物多様性・自然資本保全分野を理解する人材の育成や活用を検討すべきである。専門知識を持つ人材を養成することに留まらず、企業全体でネイチャーポジティブ経営への理解を促進し、ネイチャーポジティブビジネスの推進力となる役割を担う人材育成に取り組むことが必要である。こうした人材が中心となってネイチャーポジティブ経営の理念を全社的に浸透させ、事業活動に生物多様性・自然資本保全の視点を恒常的に組み込めるようにすることを目指すべきである。

(2) データ基盤の整備とトレーサビリティの確保、国際ルール形成への参画

① 目指すべき姿

グローバルサプライチェーンでのトレーサビリティが確保されており、影響把握や取組み効果の測定が簡便な手法で可能となっている。これらの実現に向けて、官民連携で国際ルール形成に参画することで、日本の知見や考え方が国際的に評価され、国際ルールに反映されている。

② 課題

a) グローバルサプライチェーンのトレーサビリティ確保

企業のサプライチェーンは複数国・地域にまたがり、何重にも取引・中間業者を経由していることから、すべての土地利用・生態系の実態を

示す情報に個社がアクセスし収集することは極めて困難である。このため、国際的なトレーサビリティ確保が大きな課題となっている。

b) 国際的・統合的なデータ基盤や評価フレームワークの整備

現在、各国・各機関¹⁶において、生物多様性・自然資本に関する評価・モニタリング手法の開発が進められており、デジタル技術¹⁷を活用したアプローチも実用化されつつある。一方、こうした技術革新の進展に対し、国際的な指標・基準の整備や手法の比較評価が追いついておらず、それぞれの国や地域、研究機関ごとに独自の評価手法やデータ収集方式が採用されている。国際的には複数のデータ関連プラットフォームが存在する¹⁸ものの、モニタリングの目的や活用主体が異なるため、相互運用や統合分析が難しい状況にある。これらは、国際的に比較可能で信頼性のある評価基盤の確立を妨げており、その整備が喫緊の課題となっている。

c) 国際ルール形成におけるリーダーシップ

国際ルール形成に関しては、他国の提案を受けてのネガティブチェックに留まる傾向にあり、主導的な役割の発揮や、それを実行するにあたってのリソース投入が十分とは言えない状況である。日本は環境DNAやリモートセンシングをはじめ、生物多様性・自然資本の保全・回復に資する分野でも高い技術力を有している。しかしながら、標準化等を見据えた他国への普及提案には至らないケースも見られ、国際的な枠組みやルール形成への影響力に課題がある。

③ 求められる取組み

【政府】

a) 自然関連データ基盤の整備と指標・評価手法の開発

自然関連データ基盤の整備と指標・評価手法の開発を喫緊の課題と位置づけて取り組むべきである。

自然関連データ基盤の整備について、国内においては、生物多様性「見

¹⁶ 代表的な機関としては、IPBES（生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム）、UNEP-WCMC（国連環境計画 世界自然保護モニタリングセンター）

¹⁷ リモートセンシングによる土地被覆や植生変化の監視、AIによる種の識別や生態系変化の予測、環境DNA解析、IoTセンサーによるCO₂濃度や土壌の水分確認など。

¹⁸ 世界最大の生物多様性オープンデータ基盤としては、GBIF（Global Biodiversity Information Facility）があり、日本からもデータ提供を行っている。

える化」マップ¹⁹等、既存のデータ基盤を活用しながら省庁横断的にデータを集約のうえ、生物多様性・自然資本に関する公共データ（行政保有データ）として統合管理していくべきである。また、当該公共データは、民間事業者が自然関連データを容易に取得し自由に活用できるよう、二次利用を原則可能とする必要がある。

指標・評価手法の開発については、国際的な議論への参画も視野に入れつつ、全国・地域レベルで生物多様性の状態の的確な評価を可能とする統合指標を開発することを期待する²⁰。自然関連データ基盤の整備と相まって、観測から評価にいたるワークフローを迅速化させることが求められる。

b) 国際ルール形成への参画と影響力の強化

データ基盤の構築とその運用に関する国際ルール形成は、今まさに進行中であり²¹、日本がこの動きに影響力をもって関与できるか否かが、この分野における国際競争力を左右する。政府には、官民連携のもと日本の技術・知見を強みとして、自然関連データ基盤整備に関する国際的な議論を主導し、国際ルール形成における影響力行使に努めるべきである。また、日本の実態が適切に反映されたデータ基盤となるよう、日本の公共データ活用も促進しつつ、競争上不利にならないよう、機密情報の取扱いに関する議論にも積極的に関わる必要がある。

c) グローバルサプライチェーンのトレーサビリティ確保に向けた、諸外国政府との連携推進

サプライチェーン全体での把握が特に重要となる自然関連データについては、アジア地域をはじめとする諸外国政府とも連携しながら円滑に

¹⁹ 環境省が 2025 年 4 月に試行運用を開始。保護地域、自然共生サイト、生物多様性保全上効果的な場所等を地図上で確認できる「生物多様性マップ」及び自然共生サイトの取組み内容等が確認できる「自然共生サイト検索ナビ」で構成されている。

²⁰ 「生物多様性及び生態系サービスに関する総合評価 2028（JBO4：Japan Biodiversity Outlook 4）に向けた中間提言」でも「今回、十分な評価ができなかった生態系区分もあることを踏まえ、観測技術・体制の充実化を図りつつ全国レベルでのモニタリングを継続しデータを蓄積するとともに、全国又は生態系区分の単位で信頼性の高い評価が実施できるような統合的な指標の開発が望まれる。」と指摘されている。

²¹ TNFDは、NDPFに関するパイロットテストの実施を通じて得られた知見を元に、自然関連データの流通・質・アクセス性を高めるための8つの推奨事項を整理した”Recommendations for upgrading the nature data value chain for market participants”を25年11月に公表。

収集できるよう努めるべきである。加えて、企業が自然関連財務情報開示やリスク評価等への対応を行うにあたって、開発されたデータ基盤を効果的に利活用できるよう、利用者向けの情報提供（掲載データの使い方に関する説明や活用事例、操作ガイダンスの提供等を含む）の充実を検討すべきである。

【企業】

a) グローバルサプライチェーンレベルでの情報連携体制の確立

企業は、グローバルサプライチェーンレベルでの情報連携体制の確立に取り組むべきである。これは個社の取組みでは極めて困難であるため、国内外のサプライヤーと連携し、原材料の原産地や調達地情報を収集して、自社のみならず、サプライチェーン全体で使用可能な共通フォーマットを整備することに取り組む必要がある。その際には、機密情報の存在にも留意しながら、適切と考えられる情報連携のあり方を検討することが不可欠である。

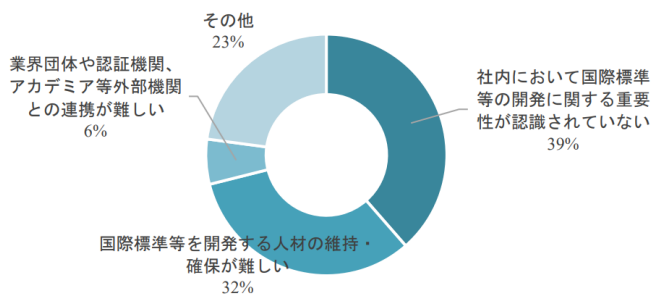
b) 国際ルール形成への参画と人材の確保・育成²²

国際ルール形成については、企業自身も積極的に参画していくべきである。国際ルールの設計段階では、実務との乖離が生じることも考えられるため、企業から、現場の知見・ノウハウを踏まえたコスト面での助言や、既存の取組みとの整合性等を示していくことは重要である。さらには、研究開発活動における早期の段階から、事業創出や社会実装を見据え、国際ルール形成に向け取り組むことが望ましい。

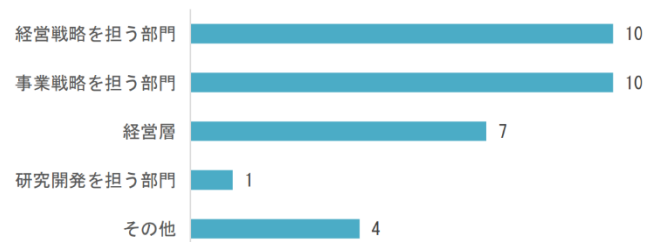
また、ルール形成への参画にあたっては、専門知識や、高度な国際交渉スキルが求められるため、必要な人材の採用・登用と育成に投資することも必要である。

²² 経団連が実施したアンケート結果によると、「社内において国際標準等の開発に対する重要性が認識されていない」「人材の維持・確保が難しい」などが主要課題として浮き彫りになっている。（「グローバルな市場創出に向けた国際標準戦略のあり方に関する提言」2024年2月）

国際標準の開発ができていない理由 (N=83)



国際標準戦略の重要性を理解すべき部門 (N=32)



出典：経団連「グローバルな市場創出に向けた国際標準戦略のあり方に関する提言」

(3) NbSとOECMの推進を通じた地域経済活性化と国際展開

① 目指すべき姿

NbSやOECMの推進により、地域の生物多様性・自然資本や文化・生活習慣を活かした地域経済の活性化や社会課題の解決に寄与している。さらに、「自然共生サイト」の拡大が、わが国における30by30目標の達成に貢献している。これらの国内で得られた知見が国際的に展開され、OECMの考え方の浸透にもつながっている。

② 課題

a) NbSに関する政府横断的な戦略立案

国内においては、NbSの特性である「複数分野にまたがる施策」に関する政府横断的な戦略が不足している。このため、環境保全、都市計画、防災、農林水産、観光といった分野ごとにNbSへの取組みが進められているのが実情である。関係省庁間の連携を一層深め、NbSとOECMの取組みをスケールアップするとともに、横展開につなげていくことが課題である。

b) 多様な主体による地域連携と調整力の強化

NbSの取組みは、地域における多様なステークホルダーと協働して進めることが不可欠であり、そのためのコーディネーション機能は、自治体が行う場合や、大学や研究機関、企業、NPOなどが自治体と連携しながら担うことが見込まれる。また、実効性のある地域連携モデルの構築に向けては、生産活動が行われているランドスケープ及びシースケープの持続的な管理を行う視点から、自治体の面積を越えた広域的な取

組みが必要となることもある。このため、自治体間の連携や、大学・企業・金融機関・NPO・地域住民など各地域の取組みをけん引するリーダーとの調整力を強化することが課題である。

OECMについても、自然共生サイトを活用した地域経済活性化に向け、自治体のみならず多様な主体が発信力を強化し、地域特有の価値や他地域と比較しての優位性を見える化することが課題である。

c) NbSの海外展開

国内各地で行われているNbSの取組み²³について、その意義や重要性の国内外での認知向上が課題である。加えて、社会実装段階において必要となる、導入プロセスや定量・定性評価、モニタリング体制、資金調達手法などの標準化（標準手法の策定やガイドラインの整備）が途上段階であることから、整備を加速させ、国際的に展開可能な再現性が確保できるモデルを確立する必要がある²⁴。

d) OECMのコンセプトの浸透

30by30 目標達成に向けては、法的に指定された保護地域の拡大だけでは限界があることから、補完的な役割を担うOECMの取組みを国際的に浸透させ加速することが不可欠である²⁵。しかしながら、「人間の手を入れながら管理し保全する」というOECMの考え方はグローバルに浸透しているとは言えず²⁶、国際社会が一体となって推進する大勢に高めていくことが課題である。

③ 求められる取組み

【政府】

a) 省庁間連携の強化

国土交通省の「グリーンインフラ推進戦略 2023」をはじめ、NbSに

²³ 海岸防災林による浸水の軽減、湿地+水田による洪水軽減と鳥類保護、遊水地の多面的利活用と絶滅危惧種の生息地確保、水源林の持続的な管理による生活用水の安定供給、雨庭の導入による都市の水害軽減と生物多様性向上など。

²⁴ 「令和7年度省エネルギー等国際標準開発（国際電気標準分野）（協働を重視したグリーンインフラの評価の枠組みに関する国際標準化）」において、グリーンインフラの国際標準化を見据えた検討を、国土交通省をはじめとした関係省庁が連携して進めている。

²⁵ 世界の保全地域の割合は、陸域が17.55%、海域が9.85%となっており、30by30目標の達成は厳しい状況にある。そのうちOECMとして登録されている面積の割合は、陸地が1.3%、海域が0.24%とごく僅かである。（2025年10月9日時点）

²⁶ OECM登録サイトがあるのは日本を含む15か国（2025年9月1日時点。UNEP-WCMC（2025）. Map of Protected Areas and OECMs, September 2025）。

も関連する戦略がテーマ別に策定され、施策展開も進んでいる。政府は、様々な社会課題を効果的かつ横断的に解決する観点から、環境省・国土交通省・農林水産省・経済産業省などの関係省庁間での連携を一層強化すべきである。また、民間事業者によるN b Sへの積極的な取り組みが行われるよう、政府横断的な支援策を講じるための制度整備についても検討すべきである。

加えて、地方自治体や企業の現場でN b Sを担う人材の育成支援や、技術的な助言体制の構築にも注力し、社会実装を支える基盤整備を進めることも必要である。

b) 手続きの簡素化とインセンティブの強化

自然共生サイトやT S U N A G（優良緑地確保計画認定制度）等、既存の認定制度については、相互に連携し、申請手続きを簡素化・共通化することで、企業のモニタリングや事務負担の軽減と適正化を図るべきである。併せて、これらの認定を取得した企業へのインセンティブ²⁷の強化も重要である²⁸。民間の事業者の意見を十分反映させ、検討と導入を速やかに進める必要がある。

c) 国際発信の強化

N b Sに関する日本の取り組みやO E C Mの国際的な普及に向けて、様々な国際会議等の場において国内外における好事例等を積極的に発信していくべきである。特に、生物多様性・自然資本保全に関し、日本とO E C Mにおいて連携活動を行ってきたアジア地域²⁹との連携を進め、取り組みを広げていくことが有効である。

国内で蓄積されたN b Sの成功事例やノウハウを整理し、海外展開可

²⁷ 現在対象となっているインセンティブの例としては、生物多様性保全推進交付金（環境省）、社会資本整備総合交付金（国土交通省）が挙げられる。また、神戸市のO E C Mのように、企業寄付（企業版ふるさと納税）を自治体が活用して保全・再生活動を支援するケースもある。

²⁸ 「生物多様性国家戦略 2023-2030」には「自然共生サイトの認定を受けた土地の生物多様性の価値を証書化等し、取引されるような枠組みの検討を進めるとともに、それ以外の税制等の経済的なインセンティブについての導入可能性や実効性等の検討を行う。」と記載されている。しかしながらインセンティブ導入に関する積極的な議論はまだ行われていない。

²⁹ 日本を含むアジアの多数の国が参加するアジア保護地域パートナーシップ（A P A P）では、2024年7月に開催された「Nature, culture, and commitment: Asia's journey to 30x30 through OECMs」をはじめ、O E C Mに関する複数のワークショップが開催されてきた。

能な形にすることで、ガイドラインや評価手法として活用を図る必要がある。さらに、自然共生サイトについては、標準的な評価指標を設定することで、その効果を見える化することも一案である。標準的な評価指標でサイト間を比較できるようになれば、OECMの有用性が認められ、国際的な普及につながることを期待できる。

d) GREEN×EXPO 2027 の成功に向けた機運醸成

2027 年に開催される「GREEN×EXPO 2027 (2027 年国際園芸博覧会)」では、「自然資本と技術を活かした社会課題の解決」を着目点のひとつに位置づけ、GREEN の力と産業活動を掛け合わせたグリーン社会の姿等を提示することを通じて、環境意識の醸成と行動変容を目指すことを掲げている。

この場合は、生物多様性・自然資本の価値への認知向上や、生態系機能を活用した社会経済の課題への解決策について、国内外に向けて日本の先進的な取り組みを示す絶好の機会となることが期待される。経団連としても経団連自然保護協議会と連携し、政府・自治体による国内外への情報発信への協力や、ネイチャーポジティブ経営の推進等を通して、GREEN×EXPO 2027 の成功に向けた機運醸成に努めていく。

【地方自治体】

a) 地域独自の N b S 実装の推進

地方自治体には、自らが有する自然資本を把握し、それらを最大限に活かした地域独自の N b S を企画・実装する役割が求められる。インフラ整備、防災・減災、地域振興といった課題解決に向けて、生物多様性・自然資本のもたらす「生態系サービス」や、各地の自然環境により育まれた地域の伝統や風習を活かしながら、N b S に取り組みやすい環境づくりを検討すべきである。

b) 多様な主体との連携の主導

実効性ある N b S の推進のためには、広域的に取り組む観点から、各地域のステークホルダー間の連携が不可欠である。自治体の役割は重要であり、自治体間連携を含め、NPO や住民など地域の取り組みを支えるリーダーとの合意形成やプロジェクト運営を担う体制づくりを行うこと

を検討すべきである。

OE CMについても、自治体が旗振り役となって、地域の多様な主体と連携しながら、OE CM登録による地域活性化の道筋や将来像を描いて地域全体で共有し、取り組む必要がある³⁰。

c) 地域脱炭素等をはじめとする地域課題の整理と戦略的目標の設定

Nb SやOE CMを地域に根づかせ、実効性ある取組みとするためには、生物多様性・自然資本の保全や活用にとどまらず、地域経済活性化の側面も視野に入れ、地域脱炭素等をはじめとする地域課題を整理したうえで、戦略的な目標を設定することが求められる。

このような目標設定は、地域の多様な主体が自らの取組みを「地域課題への貢献」として位置づけて投資することを可能にする。企業の具体的な貢献が地域の戦略目標と関連して可視化されることで、企業価値と地域経済価値の双方の向上につながり、持続可能な地域づくりの基盤となることが期待できる。

【企業】

a) Nb Sプロジェクトへの参画や自然共生サイト登録の推進

企業には、各省庁が推進するNb Sに係る産官学金プロジェクトに積極的に参画することにより、さらなる社会実装に向けた知見の蓄積に貢献していくことが求められる。Nb S のプロジェクトにおいては、特にランドスケープアプローチによる面的な取組みが重要である。しかし、一社単独での実施や評価には限界があるため、地域のステークホルダーを巻き込んだ協働が不可欠である。各社がこの認識を共有したうえで、地域課題の解決に資する協働型プロジェクトに参画することを検討すべきである。その際、地域経済の活性化や企業価値の向上につなげる共創型の価値創出という視点が重要となる。

自然共生サイト登録のさらなる推進に向けては、社内体制の整備や、登録サイトの管理運営を担う人材の育成に取り組むべきである。

³⁰ 2025 年 4 月より、地域生物多様性増進法に基づく自然共生サイトの申請受付が開始された。このうち「連携増進活動実施計画」は、基礎自治体がとりまとめ役として地域の多様な主体と連携して行う活動に関する計画が対象となる。

b) 情報発信の強化

わが国におけるNbSや自然共生サイトの取組み事例により蓄積された技術や知見の国際発信を強化し、取組みの体系化や国際標準化に関する政府の動きに協力・参画していくことも必要となる。

Ⅲ. 生物多様性・自然資本保全と気候変動対策等の統合的アプローチ

1. 現状認識

(1) 生物多様性の喪失と気候変動は、世界が直面する極めて重大な課題である。世界経済フォーラム「グローバルリスク報告書 2025 年版」では、今後 10 年間で急速に悪化するグローバルリスクの 2 位に「生物多様性の喪失や生態系の崩壊」を挙げている³¹。

(2) プラネタリー・バウンダリーでは、地球の変化に関する 9 項目³²について、人間が安全に活動できる境界を越えると、不可逆的な変化が急速に進むリスクが高まると指摘している。9 項目のうち 7 項目は、現在すでに限界を超えており、「気候変動」や「生物圏の健全さ」も限界を超えているとされている。

(3) 近年においては、生物多様性・自然資本と気候変動は相互に深く関係している³³ことから、どちらか一方の観点ではなく、統合的に取り組むことが国際的な潮流となりつつある。

2021 年 6 月に発表された IPBES-IPCC 合同ワークショップ報告書では、気候変動の制御と生物多様性保全は相互依存関係にあり、生物多様性保全策の多くが気候変動対策との相乗効果を持つことを、科学的知見を根拠として指摘している。

また、2024 年 12 月に開催された IPBES 総会では、生物多様性、食料、気候変動等の各要素を別々に政策立案する手法ではなく、要素間

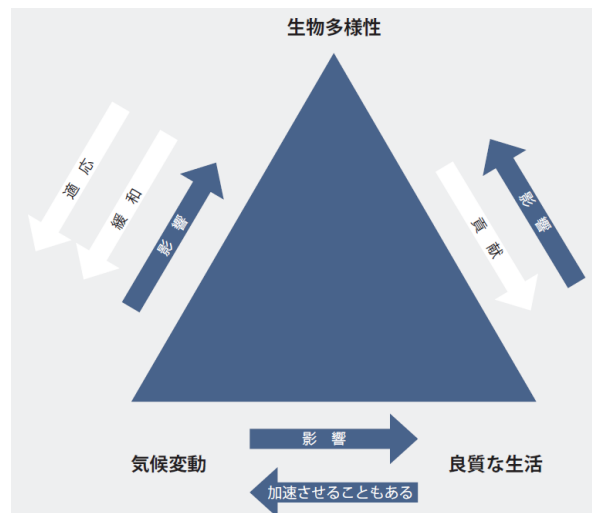
³¹ 生物多様性の喪失リスクは近年上昇傾向である（2021 年 5 位、2022 年 3 位、2023 年 4 位、2024 年 3 位）。

³² 気候変動、新規化学物質、成層圏オゾンの破壊、大気エアロゾルの負荷、海洋酸性化、生物地球化学的循環、淡水変化、土地利用変化、生物圏の一体性、の 9 項目。

³³ 森林、湿地、海洋は大量の CO₂ を吸収・貯留するなど、自然資本そのものが炭素吸収源である。一方で、気候変動による気温や海水温の上昇は自然災害を引き起こし生態系を脅かすことが指摘されている。

のシナジーを重視した統合的アプローチを採る方が、SDGsなどのグローバル政策目標に対して有益であることが示された³⁴。

- (4) 一方で、トレードオフの存在も指摘されている³⁵。政府は、トレードオフの低減に向け、自然環境と調和した再生可能エネルギー導入の加速化のための技術実証を実施しているほか、適正な環境配慮等を確保した地域共生型の再生可能エネルギー導入を目指し、地域脱炭素化促進事業制度に基づく促進区域の設定をはじめ、ゾーニングの取組みを強化している。また、再エネ海域利用法を制定し、国が海洋環境の保全等³⁶との調和を図りながら、洋上風力発電事業に適した促進区域の指定を行っている。



出典：公益財団法人地球環境戦略研究機関（IGES）「生物多様性と気候変動
IPBES－IPCC合同ワークショップ報告書：IGESによる翻訳と解説」

- (5) 2024年に開催されたCBD・COP 16では、気候変動・先住民・健康等のサステナビリティ関連のテーマについても生物多様性と統合的

³⁴ IPBES総会第11回会合にて、「生物多様性、水、食料及び健康の間の相互関係に関するテーマ別評価（ネクサス・アセスメント）」のSPM（Summary for Policymakers：政策決定者向け概要）が承認された。そこで示された12のキー・メッセージの1つ。（参照：IPBES. 2024. Thematic Assessment of the Interlinkages among Biodiversity, Water, Food and Health (Nexus Assessment). Bonn, Germany: IPBES Secretariat.）

³⁵ 例）風力発電：動物の生息地や衝突への影響、海洋生物種への影響
太陽光発電：植生伐採

バイオ発電：バイオマス作物のための森林伐採、水利用

³⁶ このほか、漁業関係者への配慮を行い、漁業との共存も図られている。

に対応する必要性や、今後国際社会が分野横断的に協力しながら施策展開に取り組む方向性が示された³⁷。また、2025年11月にブラジルのベレンで開催されるCOP 30は、「ネイチャーCOP」とも称され、統合的アプローチに関する議論が行われる。

さらには、生物多様性クレジットとカーボンクレジットの統合³⁸等、生物多様性・自然資本と気候変動を包括した議論の動きもみられる³⁹。

(6) 生物多様性・自然資本の保全と資源循環を統合的に扱う必要性も認識され始めている。国連環境計画国際資源パネル(UNEP IRP)では、世界の天然資源の採取と加工が陸域の生物多様性の損失と水ストレスの要因の90%以上を占めていると指摘した。資源効率性・循環性を向上させ天然資源利用の削減を進める取組みは生物多様性保全を含む環境負荷削減としても極めて重要としている⁴⁰。

経団連も、2024年12月に公表した「FUTURE DESIGN 2040」のなかで、

³⁷ 関連する決定文書において言及されていることは下記のとおり

・Decision 16/22 “Biodiversity and Climate Change”：気候変動政策と生物多様性保全政策とのシナジー強化や、気候変動対策の過程で生じうる生物多様性と生態系への潜在的なマイナス影響を評価、管理し、回避または最小化すること

・Decision 16/5 “Institutional arrangements for the full and effective participation of indigenous peoples and local communities”：先住民・地域社会の関与を強化する制度的枠組みの整備

・Decision 16/19 “Biodiversity and Health”：病害リスクや生態系と人間の健康との関係性の考慮

・Decision 16/35 “Programme of Work of the Convention”：他の条約・国際機関がGBFを認識・支援することを歓迎。他のリオ条約（気候変動枠組条約、砂漠化対処条約）との共同ワークや連絡グループを通じて実効的協力を推進。締約国における、生物多様性国家戦略・行動計画と他政策との整合性や、知見交換の強化。

³⁸ IAPB（生物多様性クレジットに関する国際諮問委員会）はCBD・COP 16において、「Framework for high integrity biodiversity credit markets」を発表。生物多様性においては、測定の複雑さ、地域固有性、ミティゲーションヒエラルキーが軽視されることへの懸念等、カーボンとの相違点に関する指摘もある。

³⁹ 海外の例は下記のとおり。

・英国：政府が2023年3月に「自然市場フレームワーク」を公表し、生物多様性とカーボンを包括した「自然市場」アプローチを採用。また、エネルギー安全保障・ネットゼロ省が2024年11月に「ボランタリーカーボン・自然市場のインテグリティ原則」を示した。

・EU：湿地と森林の生物多様性を測定するための方法論開発を支援し、特にカーボンクレジットと生物多様性クレジットを同時に創出する「カーボン＋生物多様性」の統合手法の開発を進めている。

・東南アジア：REDD+（森林の減少・劣化による温室効果ガス排出の削減または吸収量を増大させることを目的とした国際的な取組み）において、カーボンクレジットに生物多様性価値を付加するプロジェクトが行われている。

⁴⁰ 「循環型社会形成推進基本計画～循環経済を国家戦略に～」(2024年8月閣議決定)

2040 年に向けて目指すべき姿として、「グリーントランスフォーメーション（GX）、サーキュラーエコノミー（CE）、ネイチャーポジティブ（NP）が一体的に進展している」ことを挙げている。

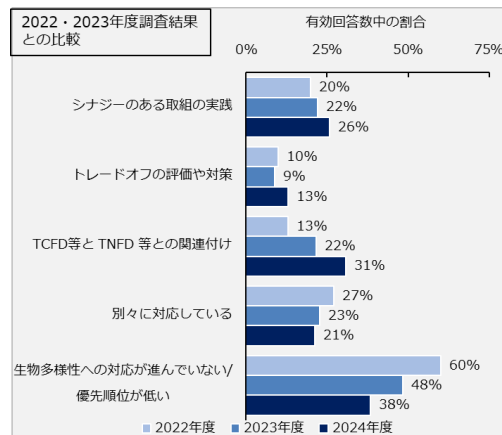
2. 目指すべき姿

- (1) 政府・自治体・企業において生物多様性・自然資本保全と気候変動対策の統合的アプローチに取り組み、シナジーの最大化とトレードオフの最小化が図られている。併せて、資源循環への取組みを通じて、生物多様性・自然資本保全の観点からの好循環が生まれている。
- (2) また、グローバルサプライチェーンでの影響把握等に活用可能なデータ基盤の構築や、産官学連携による技術・ソリューションの国際展開がなされ、統合的アプローチの実効性を高めている。

3. 課題

- (1) 生物多様性・自然資本保全と気候変動対策の統合的取組みのもたらす意義について、ステークホルダーの理解醸成を図ることが課題である。併せて、社会全体でのプラスチックの効率的利用や再生利用等に取り組むことで海洋生態系への環境負荷を減らす等、資源循環への取組みを通じた生物多様性・自然資本保全に努めるため、ステークホルダーの理解醸成を図ることが課題である。また、統合的アプローチに関する技術・ソリューション開発に注力していくことが課題である。
- (2) 経団連自然保護協議会によるアンケート調査結果では、「気候変動に比べて生物多様性への対応が進んでいない」、「別々に対応している」、と回答した企業の割合は減少傾向にある。「シナジーのある取組の実践」「トレードオフの評価や対策」を行っていると回答した企業の割合は増加傾向であり、今後、統合的なアプローチを進めることで、生物多様性・自然資本保全への取組みを一層加速することが課題である。

【生物多様性に関する取組と気候変動との関連】



出典：経団連・経団連自然保護協議会「企業の生物多様性への取組に関するアンケート結果＜2024年度調査＞」

4. 求められる取組み

(1) 政府

① 国際条約間の整合性強化の促進

政府は、国連気候変動枠組条約（UNFCCC）と生物多様性条約（CBD）等との間で整合性を高めるための多国間協力に一層取り組むべきである。日本が国際的な協調を主導することで、各国が自国の政策を策定・実施する際に、生物多様性・自然資本と気候変動の双方の観点を取り込んだ統合的な政策立案が促され、その結果、国際社会全体としてのシナジー創出が促進されることを期待する。

② 省庁横断の国内政策推進

国内において生物多様性・自然資本保全及び活用と気候変動対策、資源循環の相乗効果を最大限に引き出す観点から、省庁横断的な政策立案・実施の強化を図るべきである。既に、各省庁の個別の施策には統合的アプローチの観点が盛り込まれたものもある⁴¹が、生物多様性・自然資本保全及び活用気候変動対策の相関を捉えることにより、相乗効果をもたらす費用対効果の高い、統合的な施策展開の幅を広げることを期待する。加えて、

⁴¹ 国土交通省のTSUNAGの評価項目には「気候変動対策」「生物多様性の確保」「Well-beingの向上」が含まれているほか、農林水産省は、温室効果ガス削減・生物多様性保全の取組みを農産物等にラベル表示する施策（「みえるらべる」）を展開している。

国家戦略として位置付けられた循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行に向け、事業者の取組みを後押しする制度運用等を行うとともに適正な国際資源循環体制の構築に取り組む際にも、生物多様性・自然資本保全及び活用との統合的アプローチの可能性について検討すべきである。

こうした統合的アプローチを採るうえでは、科学的根拠に基づく意思決定を行うとともに、データを活用し、シナジーの見える化にも取り組むことが重要である。

③ クレジット市場等の国際動向を踏まえた適切な対応

生物多様性クレジットをはじめ、ネイチャーポジティブの実現に向けたファイナンスについての国際的な議論が進んでいる⁴²。政府は、国際動向を注視しつつ、日本の環境特性を踏まえた評価手法について検討すべきである。加えて、日本企業の競争力を阻害することなく、生物多様性、気候変動双方の課題解決に資する観点から、企業をはじめステークホルダーの意見を踏まえて、国際的な議論への積極的な参画を期待する。

④ 国民の理解醸成、気候変動適応策の充実

政府は、社会全体における生物多様性・自然資本と気候変動、資源循環の関係性に対する理解を醸成し、両者を統合的に捉えた意思決定の仕組みや基準作りに取り組むべきである。

併せて、気候変動への適応に関する国民の理解醸成を図るとともに、気候変動適応法に基づき国が策定した気候変動適応計画に沿った施策の充実を図るべきである。とりわけ、河川・水害対策やヒートアイランドの緩和、アグロフォレストリーといったE b A⁴³施策を充実させることは、維持コストを抑えながら中長期的に取り組むことのできる統合的取組みとして効果があがることが期待できる。

⁴² G B F には、2030 年までに年間 2000 億ドルの資金動員が目標として盛り込まれており、生物多様性クレジットを革新的手法として明記している。このためグローバルレビューでは、自然資本を経済システムに組み込む観点から生物多様性クレジットの促進が課題のひとつとして取り上げられる可能性が高いとの見方もある。E U、英国、豪州はすでに制度化に取り組んでいる。

⁴³ E b A（Ecosystem-based Approaches to Climate Change Adaptation）とは、生態系の保全、持続可能な管理、回復を通じて、人間社会が気候変動の悪影響に適応できるようにする手法（I U C Nによる定義）。

(2) 企業

① 統合的アプローチの推進

企業においては、これまでに行ってきた生物多様性・自然資本保全への取組みにおいて、気候変動や資源循環にも効果が見込まれる活動を整理し、統合的に推進することを検討すべきである。

経団連自然保護協議会が行ったアンケート調査では、生物多様性・自然資本保全への取組みが進んでいない、優先順位が低いとする企業が多い。一方で、先述の通り I P B E S と I P C C は気候と生物多様性は相互に関連しており、気候、生物多様性と人間社会を一体的なシステムとして扱うことが効果的であると指摘している。また、わが国の「循環型社会形成推進基本計画」では、資源効率性・循環性を向上させ天然資源利用の削減を進める取組みは気候変動対策や生物多様性保全をはじめとする環境負荷削減策としても極めて重要であると指摘している。

これらを踏まえ、わが国企業が気候変動対策や資源循環に取り組む際に、生物多様性・自然資本保全も含めて統合的に取り組む視点を持つことは、それぞれの取組みの間のシナジーの最大化とトレードオフの最小化に取り組む上で効果を期待することができ、環境への負荷を抑制しつつ、わが国における経済成長を目指すうえで非常に重要となる。

生物多様性・自然資本保全に軸足を置いた統合的アプローチを考えるうえでは、N b S の考え方を取入れ、自然資本を用いた適応策についても検討を行うことも必要である。

併せて、統合的アプローチの考え方を積極的に取り入れるべく、全社的かつ部門横断的に、統合的に取り組むことで得られるメリットに関する理解を一層深め、実践に向けた人材育成と社内体制を強化すべきである。

② 地域社会への貢献による企業価値向上

生物多様性・自然資本保全は、グローバルな課題であると同時に、地域ごとの特性を持つローカルな課題でもある。生物多様性・自然資本保全と気候変動対策を統合的に進めるアプローチは、地域ならではのアイデアを用いた新たな切り口での活動や、地域特性を活かしたネイチャーポジティブ経済市場の創出につながる可能性がある⁴⁴。

⁴⁴ 地域特性を活かしたネイチャーポジティブ経済市場の例

1. 観光×N b S : (自然を活用した地域活性化)

企業は、生物多様性・自然資本保全と気候変動対策の統合的アプローチへの取組みを通じて、自然資本への投資を拡大することが求められる。こうした取組みが、地域社会のウェルビーイング向上につながることで、地域社会からの信頼獲得や企業価値の向上にもつながることが期待される。

③ 資源循環への取組みとの統合⁴⁵

加えて、生物多様性・自然資本保全にも資する、資源循環との統合的取組みを進めることも検討すべきである。例えば、バイオマス資源の活用促進や海洋プラスチックの再生利用への取組みは、土壌や海洋生態系の保全や持続可能な利用にもつながることが期待できる。また、循環経済（サーキュラーエコノミー）への取組み促進により資源調達や生産・消費の在り方が変わることで、生物多様性・自然資本保全にもつながることが期待できる。

-
- 湿地・湖沼の保全→水質改善や野鳥の生息地保全＋気候変動緩和
 - エコツーリズムや自然体験型観光の推進
 - 観光価値の向上→「観光収益＋自然価値向上」で地域経済を活性化
 - 2. 都市×N b S：グリーンインフラによる都市再生
 - 都市緑化や河川の自然再生
 - ヒートアイランド緩和（気候変動緩和・適応）＋生態系回復
 - 不動産価値の上昇や住民の健康増進による地域価値とウェルビーイングの向上
 - 3. 防災・減災×N b S：自然資本を活かしたレジリエンス向上
 - 沿岸部の植林・干潟再生
 - 津波・高潮対策（気候変動適応）＋漁業資源の回復による水産業の活性化
 - 地域価値とウェルビーイングの向上

⁴⁵ 2022 年より、プラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際文書（条約）の策定に向けた政府間交渉が行われており、海洋プラスチック汚染対策を大きな課題のひとつと位置付けて議論が行われている。2025 年 8 月に行われた政府間交渉（第 5 回政府間交渉委員会再開会合／I N C 5. 2）では、条文案への合意には至らず、交渉が継続されることとなった。

5. シナジーが期待できる統合的取組みの事例

経団連自然保護協議会の企画部会参加企業から寄せられた、主な統合的取組み事例は次の通りである。（社名 50 音順）

各取組みの内容は、提言付属資料「生物多様性・自然資本保全に関する統合的取組み事例集」に掲載。

(1) 植林と森林再生活動

- 1 アサヒグループの森林を通じた生物多様性の保全
（アサヒグループホールディングス）
- 2 鹿児島県奄美大島・宇検村マングローブ植林プロジェクト（伊藤忠商事）
- 3 ANAこころの森プロジェクト（ANAホールディングス）
- 4 森の再生プロジェクト～いっしょにSDGsに取り組もう！～
（エイピーピー・ジャパン）
- 5 持続可能な森づくりに関する自治体との取り組み：NTTドコモ（NTT）
- 6 持続可能な地球のために活動推進する社員参加型社会貢献プロジェクト
「One World One Komatsu」（小松製作所）
- 7 SANKI YOU エコ貢献ポイント制度（三機工業）
- 8 地域の生態系を再現・保全する「ビオトープ知多」の取り組み
（JFEホールディングス）
- 9 ハツ堀のしみず谷津～シミズのネイチャーポジティブ最前線、湿地グリーンインフラ再生～（清水建設）
- 10 地域とともに育む自然資本の循環型支援 ～セブン・イレブン記念財団の取り組み～（セブン&アイ・ホールディングス）
- 11 お客さま参加型の生物多様性保全活動「SAVE JAPAN プロジェクト」による
ネイチャーポジティブ社会の実現と地域のレジリエンス向上
（損害保険ジャパン）
- 12 第一生命の森（環境保全への取り組み）（第一生命ホールディングス）
- 13 自然と共生する新しい工業団地開発のかたち -富士山南陵工業団地開発事業での取り組み-（大成建設）
- 14 「加賀東芝の森」整備活動（東芝）
- 15 「東邦ガスの森」における森林保全活動（東邦ガス）

- 16 トヨタ三重宮川山林における持続可能な森づくり（トヨタ自動車）
- 17 マレーシアでのマングローブ植林の取り組み（日清オイリオグループ）
- 18 NXグループ、山形県飯豊町「NXグループの森」で、通算 36 回目となる秋の森林育成活動を実施し、グループ会社の従業員とその家族（計 48 名）が参加（NIPPON EXPRESS ホールディングス）
- 19 森林の生産性向上による気候変動対策を始めとした社会課題への対応（日本製紙）
- 20 製鉄所に鎮守の森を再現し、生物多様性も育む（日本製鉄）
- 21 はがき・ゆうパックの箱への F S C®認証紙の利用（日本郵政）
- 22 森林再生プロジェクト「ゆうのもり」（日本郵船）
- 23 植樹と森林再生活動（日本精鉱）
- 24 植樹・環境保全活動（日本生命保険相互会社）
- 25 被災地を桜の名所に「さくらプロジェクト」（野村ホールディングス）
- 26 ほくでん北森カレッジ共創の森～林業専修学校との協業による植樹活動～（北海道電力）
- 27 モビリティリゾートもてぎの里山管理（本田技研工業）
- 28 「ネイチャー・インパクトファイナンス」の開発（三井住友信託銀行）
- 29 持続可能な森林経営による、森林の多面的機能の維持、豊かな生物多様性の保全への 貢献（三井物産）
- 30 環境省「自然共生サイト」に認定された三原製作所「和田沖の森」の維持管理（三菱重工業）
- 31 お客さまとともに取り組む「MUFGの森」（三菱UFJフィナンシャル・グループ）
- 32 カカオ豆生産の持続可能性を高めるための明治の取り組み（明治ホールディングス）

(2) 都市緑化

- 1 「あさひ・いのちの森」における環境課題解決への取組み（旭化成）
- 2 品川シーズンテラスにおける都市緑化と生態系の保全・回復
：N T Tアーバンソリューションズ（N T T）
- 3 保有不動産における建物の緑化推進（第一生命ホールディングス）
- 4 新ダイビル「堂島の杜」の整備（ダイビル）
- 5 中外ライフサイエンスパーク横浜の環境保全への取組み（中外製薬）
- 6 大手町タワー（大手町の森）における都市緑地の創出と生態系の保全
（東京建物）
- 7 環境省脱炭素先行地域／栃木県日光市における「環境保全型観光活動」の
取組み（東京電力ホールディングス）
- 8 ヤギを活用したe c o除草活動（東芝）
- 9 高層オフィスビルの緑化による環境貢献（日本生命保険）
- 10 オフィス屋上での植物や野菜の栽培と養蜂を通じた生態系の保全
（野村ホールディングス）
- 11 駿河台緑地を通じた生物多様性・自然資本保全と気候変動対策の統合的取組
（三井住友海上火災保険）
- 12 濠プロジェクト（三菱地所）

(3) 海洋

- 1 海藻種苗生産による「生物多様性保全」と「ブルーカーボン創出」の統合
的推進（岡部）
- 2 鉄鋼スラグ製品による海域環境改善（J F Eホールディングス）
- 3 モーリシャスにおける生物多様性と地域社会への支援（商船三井）
- 4 店舗を拠点とした資源循環の推進 — ペットボトルの水平リサイクルによ
る環境負荷低減（セブン&アイ・ホールディングス）
- 5 東京海上日動「Green Gift」プロジェクト（マングローブ植林、アマモ場
の保全・再生活動）（東京海上日動火災保険）
- 6 ブルーカーボン生態系を構築、「イオンカルチャー」が海の脱炭素に貢献

(東洋製罐グループホールディングス)

- 7 養殖漁場の沖合化と浮沈式生簀の導入 (ニッスイ)
- 8 製鉄プロセスの副産物活用による資源循環を目指した藻場造成活動を拡大し、ブルーカーボンによるCO₂削減にも貢献 (日本製鉄)
- 9 海洋プラスチック汚染への調査協力 (日本郵船)
- 10 未来を担う人材を育てる佐賀県唐津湾ワカメ養殖体験プログラム (日本航空)
- 11 海岸の美化活動とウミガメの保全活動 (日本精鉱)
- 12 北海道における未利用資源活用によるブルーカーボン事業に向けた取組み (北海道電力)

(4) バイオマス資源の活用

- 1 エネルギーの地産地消による循環型社会の形成：NTT東日本、NTTアグリテクノロジー (NTT)
- 2 京都府亀岡市におけるAIによるイオン水の導入制御による農作物の品質の向上 (KDDI)
- 3 バイオマスボイラーの木質燃料灰の肥料化 (小松製作所)
- 4 バイオマスプラスチックの導入による新規化石由来原料の使用量削減 (サントリーホールディングス)
- 5 環境配慮型 (バイオマス) 資材の導入によるプラスチック使用量削減および配布抑制 (セブン&アイ・ホールディングス)
- 6 非可食バイオマス由来資源を用いた繊維・樹脂・フィルム原料供給に向けた活動 (東レ)
- 7 動物由来有機廃棄物の循環利用による地域バイオマス活用 (日本精鉱)
- 8 バイオ炭を用いた農地への炭素貯留に関して業務協力 (野村ホールディングス)
- 9 プラスチックに代わるサステナブル素材：セルロースファイバー成形材料「kinari」 (パナソニックホールディングス)
- 10 農業ハウス等におけるバイオマスボイラ適用に関する研究 (北海道電力)
- 11 森林の循環利用サイクルに関する支援

(三菱UFJフィナンシャル・グループ)

(5) その他

- 1 「創エネ」と「生物多様性への配慮」の両立を。建物を活用した太陽光発電で、脱炭素と建物価値向上を後押し— (AGC)
- 2 水資源の有効利用：家庭排水のリサイクルで工場用水に (住友化学)
- 3 リジェネラティブ農業の普及に向けた化学農薬での貢献 (住友化学)
- 4 各環境課題へのシナジーを統合的に考慮した自然資本保全につながるビジネス (積水化学工業)
- 5 TCFD・TNFD統合レポートによる自然資本への対応 — コーヒー・米のリスクと機会の可視化 (セブン&アイ・ホールディングス)
- 6 LEAPアプローチに基づく投融資先や自社事業の分析 (第一生命ホールディングス)
- 7 事業による自然へのポジティブインパクトの創出 (日本ガイシ)
- 8 日本製紙株式会社、ニチバン株式会社 粘着テープ製造時に発生する剥離紙のリサイクルを実現 (日本製紙)
- 9 フィリピンでの河川回復プロジェクトに対する寄付 (日本郵船)
- 10 日本生命ネイチャー・ファイナンス・アプローチ (日本生命保険)
- 11 光合成の働きが生み出した成長刺激剤「ノビテク」～脱炭素と食糧の生産性向上へ貢献 (パナソニックホールディングス)

IV. おわりに (経団連・経団連自然保護協議会の役割)

1. 経団連自然保護基金を通じた貢献

経団連自然保護基金は、1992年の設立以来、30年以上にわたり、アジアを中心とする開発途上国や日本国内の自然保護活動に取り組むNGO・NPOへの支援を行っており、32年間の累計で、約1780件、約53億円を支援している。2023年度からは、GBFの目標達成に貢献するプロジェクトへの助成を行う方針を打ち出すとともに、UNDPによる「COMDEKSフェーズ4⁴⁶」への拠

⁴⁶ 国連開発計画が実施する「SATOYAMA イニシアティブ推進プログラム (Community

出（2023 年から 5 年間で約 3 億円）を行っている。

経団連としては、経団連自然保護協議会と連携しながら、経団連自然保護基金による支援を通じた O E C M の普及・発展や、世界の 30by30 達成など、国内外における G B F の達成に向けて貢献に努める。

2. ネイチャーポジティブ経営の推進

また、生物多様性・自然資本保全を成長につなげる取組みは新たな最重要課題であり、経団連は経団連自然保護協議会と連携し、「2030 年ネイチャーポジティブに向けたアクションプラン」⁴⁷を踏まえ、ネイチャーポジティブ経済への移行に向けて自らの役割を果たしていく。本提言で示した課題解決と目指す姿の実現に向け、関係省庁や自治体、国際機関等との対話を進め、会員企業には主体的な実践を呼びかける。また、統合的アプローチや自然関連財務情報開示などネイチャーポジティブ経営に向けた新たな課題への対応に積極的に関与し、内外の知見を結集して、生物多様性・自然資本保全を通じた成長に向け、具体的な展開を図っていく。

以 上

Development and Knowledge Management for the Satoyama Initiative)」。里山・里海の持続可能な利用により、自然共生社会の実現を目指す国際協力プログラムとして、2011 年に日本政府が提唱・開始。G B F の目標とも整合性を取りながら設計された同プログラムのフェーズ 4（2023 年～2027 年）に、経団連自然保護基金から 5 年間で 3 億円を拠出予定（環境省からは 7 億円拠出済）。

⁴⁷ G B F を踏まえ、経団連自然保護協議会が 2023 年 6 月に策定、2025 年 5 月に改訂。